

令和3年度私立大学関係政府予算に関する要望

日本私立大学団体連合会
令和2年9月4日

【基本的考え方】

世界は、いま、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応という、未知の課題に直面している。人々の行動様式の変容とともに大学のICT化を進めるなど、私立大学は、新たな学びの方法論を獲得するために、さらなる大学改革を進めなくてはならない。

わが国はかねてから、1) 少子高齢化（労働生産人口の減少）とその対応の遅れを要因の一つとする経済成長の鈍化、2) グローバル化や情報化の進展への対応の遅れによる国際競争力の衰退、3) Society5.0を支える人材の多様性の確保、4) 格差の拡大という課題を抱えている。少子高齢化、グローバル化や“新たな日常”の実現という先行きの見通しが困難な時代であればあるほど、未来を担う人への“教育”を通じた投資こそが重要であり、混沌とする国際経済の中で、今後世界のどの国も最も重要な政策は“教育”となるだろう。未来を創造できるのは“教育”しかない。また、新たな課題に直面するわが国の発展は、多様な価値追求と人材養成を行う私立大学の創意工夫、自主性・自律性の発揮に基づくダイナミズムによってこそ実現可能である。

しかし、わが国の高等教育政策の公財政支出水準の低位性は明らかであり、私立学校振興助成法を根拠とする私立大学等経常費補助による私立大学の経常的経費に対する補助割合は、同法第4条（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）第1項に規定する「2分の1以内」に遠く及ばず、10分の1にも満たない。また、国私間においては、経常的経費に対する公財政支出の割合、学生に対する授業料減免措置や施設（設備）整備補助の現状を受けての学部学生一人当たりの公財政支出について13.5倍に上る格差が存在している。

令和3年度私立大学関係政府予算の要望に当たっては、「最重点要望項目」として、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな財政的負担を強いられている私立大学への国の柔軟な支援及び経済的に困窮する学生が学びを断念することのないよう国立大学と同様の国による継続的な支援を要望する。

【最重点要望項目】

＜新型コロナウイルス感染症を契機とした基本的考え＞

新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援については、令和２年度政府予算において、第１次補正予算が組まれるとともに、第１次補正予算を強化するための第２次補正予算が編成された。その内容は学生の学修機会の確保のための経済支援、遠隔授業の環境構築等の観点から様々な予算が措置されているが、その内訳を学生一人当たりに換算すると、第１次補正については**3.8倍（国立大学生：1.9万円、私立大学生：0.5万円）**、第２次補正については**1.4倍（国立大学生：1.0万円、私立大学生：0.7万円）の格差**が生じている。とりわけ新型コロナウイルス感染症への対応に関連した学生支援については、設置形態による差を設ける理由はない。

また、これらの補正予算における支援は、令和２年度限りの一時的な緊急措置とすべきではない。政策目的の浸透や充実のみならず、いずれも今後の教育研究活動の維持・発展に必要不可欠なものであるため、継続性をもってなされることを強く要望する。

要望１．新型コロナウイルス感染症を契機とした私立大学学生への経済支援

（１）「学生支援緊急給付金」並びに「緊急特別無利子貸与型奨学金」の継続的な措置と国私間の学生支援格差の是正

経済的困窮に陥った学生を対象に創設された「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、学生が経済的困窮に陥る時期が個々に異なるとともに、経済的困窮者の発生が長期にわたることも予想されることから、学生の修学の継続を損ねることが断じてないよう、緊急措置として終わらせるのではなく継続的に措置していく必要がある。また「学生支援緊急給付金」については、原則「自宅外学生」「多額の仕送り（年額150万円以上）を受けていない学生」が要件とされており、仕送りには学納金も含まれていることから、学納金の高い（私立大学平均122万円）私立大学生にとって極めて不利な条件となっている。同制度の実効性を検証するなどしたうえで、私立大学学生の経済的困窮を救うための要件の見直しが不可欠である。

（２）学生の通信環境に関する支援

学生の安定的な学びを保障するためには、オンライン授業の推進が不可欠である。学生が所持する通信環境については、現在、総務省からの要請により各電気通信事業者において、利用料並びに利用期間について特別な措置が講じられているが、この特例措置の継続が必要である。

（３）国私の設置形態に依拠しない学生修学支援（授業料減免制度）

経済的困窮に陥った学生を対象とする令和２年度補正予算による授業料減免等支援事業（補助率３分の２）は、対象となる学生の拡大が懸念されることから、継続した支援

が必要である。

また、国の学生への支援として、私学助成の「授業料減免」において、令和元年度までは世帯の所得が給与所得841万円までの学生を支援する措置が講じられていたが、令和2年度から導入された「高等教育の修学支援新制度」の創設に伴い本措置は廃止された。新型コロナウイルス感染症拡大を受け、「学生支援緊急給付金」をはじめ若者を支援するさまざまな措置が取られているが、経済的に困窮する中間所得層の家庭の学生への支援はない。今後は、中間所得層の家庭の学生に対する学びの支援を恒久的な国の支援制度として講ずるべきである。さらに、私立大学の学生に対する国の経済的支援は、これまでのように機関補助として私学助成で措置された場合、2分の1補助を上限とする制約があるなど国公私立大学間の学生に格差をもたらすため、個人補助として明確に位置付ける必要がある。

なお、令和2年度より導入された「高等教育の修学支援新制度」及び今般の「新型コロナウイルス感染症」に係る経済的困窮学生への支援は極めて重要であり、その継続は不可欠である一方で、その対応に係る業務は専門的かつ複雑化しており、業務負担軽減に向けたシステム導入・改修、委託費、人件費（臨時雇用含む）、学生支援（振込手数料、送料等含む）等の新たな経費が発生することを踏まえ、大学運営に係る経常的経費への支援として、私立大学等経常費補助金の一般補助の増額をお願いしたい。

要望2. 新型コロナウイルス感染症を契機としたICT化に係る支援

現在、世界の主要大学は、この危機を乗り越え、交換留学や共同研究などをこれまで以上に推進するために、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでいる。とりわけ教育の実践の場である授業の手法はオンライン化され、今後、この流れは世界レベルで加速していくことが予想される。教育の方法や内容が変わる新しい時代において、いかに教育研究の質を高めていくのかが最重要な課題となる。全学生がオンライン授業や対面ウェブ授業に対応できるよう高速通信網や大容量通信の設備インフラが必要となり、これらを活用した新しい教材の開発は教育の質の維持向上を図るために不可欠である。ウィズコロナ、アフターコロナの時代では少人数の面接授業とネット授業の併用が不可欠となり、このためには膨大な設備投資が必要となる。国際共同研究の成果は大学ランキングにも直結するところであり、この流れに乗ることができなければ、わが国の大学は国際化に取り残されてしまう。そのような事態を招かないためにも、国は教育を最重要政策として捉え、ICT化に対する手厚い財政支援を講ずるべきである。

政府では、平成23年に定めた「教育の情報化ビジョン」をもとに、教育のICT化を推進しており、平成25年以降は、日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言、第2期教育振興基本計画において、教育におけるICT活用の推進が掲げられている。さらに、教育再生実行会議がとりまとめた第六次提言（平成27年3月）及び第七次提言（平成27年5月）では「大学等は、e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進する」「国は、民間とも連携し、基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上での提供を進める」との提言がなされている。

オンライン授業を推進するためのシステム・サーバー整備、機材整備並びに技術面・

教育面の支援体制整備に関わって、国公立大学等をあわせて100億円が措置された令和2年度第1次並びに第2次補正予算は、新型コロナウイルス禍にあって大学教育を止めないための緊急避難的な措置であった。しかし、令和3年度予算においては、世界レベルで加速しているICT教育の流れに乗り遅れることのないよう、わが国の私立大学が、国内はもとより世界の大学を見据え、質の高い多彩なオンライン授業のプログラムを組めるよう戦略的予算を講ずることが必要である。また、その実装化のためには、機器備品等の購入や貸与をはじめとする環境や体制の整備・拡充、運用に係る支援（人件費や委託費等）を講ずるなど、キャリア支援や図書の貸し出しをはじめとする学生を対象とした各種サービス等に加えて教職員のテレワークに係る環境整備を含めた継続的かつ手厚い支援が不可欠である。

併せて、新型コロナウイルス禍における共同研究活動の維持に鑑み、共同利用・共同研究拠点をはじめとした研究施設における拠点活動の遠隔化と自動化への支援をお願いしたい。

要望3. 新型コロナウイルス感染症を契機とした「安全衛生」と「大学病院」に係る支援

（1）感染拡大防止に向けた支援

学生の学びの保障に向けては、大学の施設等における感染予防や衛生管理の対策を講じなくてはならない。現在、私立大学は、新型コロナウイルスの感染を予防しつつオンライン授業とオンキャンパスを併走するための準備を進めているが、オンライン授業の整備だけではなく、感染リスクが特に高いとされているトイレのほか、図書館や教室、食堂などでの飛沫対策、3密対策のための施設整備（学生寮をはじめとする施設等の直接的整備や借り上げ、スクールバスの増便）、空調・換気設備の整備をはじめ、保健センターの機能整備などに対する十分な支援が必要である。

第1次補正予算では、国立大学には、新型コロナ感染予防・衛生確保を目的としたトイレの洋式化・乾式化のための補助など、設備整備のための約47億円が措置されたが、私立大学には設備整備のための予算措置がまったくとられていない。私立大学に通う学生が安心してキャンパス生活を送れるための緊急的支援をお願いしたい。

また、文部科学省からの要請に対応するための入学者選抜の実施に係る試験会場の増設、臨時要員の確保、入試振替・追試の実施、感染症対策のための機器備品・消耗品等の購入、システム改修に係る費用や事務負担の増加にいかに対応するかが喫緊の課題となっており、それらに係る緊急的支援をお願いしたい。

さらに、学内感染者の早期発見・二次感染の防止及び実習等の目的のためにPCR等検査の受検を要する場合の検査費負担軽減に係る支援もお願いしたい。

（2）大学病院の財政及び医療・福祉系人材育成のための支援

大学病院では、医学生のみならず、歯学科、看護学科、薬学科、栄養学科、診療放射線学科、心理学科、福祉学科、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科、視能訓練学科、臨床工学科、臨床検査学科、歯科衛生学科、救急救命学科、鍼灸学科、スポーツ学科、診療情報管理学科、医療秘書学科などの学生が日々臨地実習を受けている。これ

らの実習は、国家試験の受験資格の要件となっているものがほとんどであり、大学病院はそれら課程の根幹を担っている。この機能を維持することは、医療従事者の育成には不可欠である。万が一経営困難によって大学病院の機能が停止した場合には、関連学科を有する高等教育機関の教育研究に及ぼす影響は計り知れず、次年度以降の国家資格の取得者は激減し、ひいては医療崩壊を加速することになる。このように様々な分野の教育研究の質を担保し、しかるべき医療従事者を養成するためには、大学病院に対する政府の全面的支援が必要である。

要望 4. オンライン授業の活用等によるリカレント教育の充実・推進のための支援

「新たな日常」のあり方を確立することが求められるなか、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えている。「新たな日常」の必須条件は、SDGs の理念を受けて、持続可能な社会の実現を目指すことに意味がある。その一翼を担うものが大学における生涯教育の推進である。

社会人の学びやすい環境づくりのためにはオンライン授業、あるいはオンライン授業と対面授業を組み合わせた新たな授業のあり方を検討することも進展方策となる。個人のキャリアアップ、キャリアチェンジに基づく多様なプログラムを用意し、産学が共通の認識のもとで、リカレント教育を推進し「学び続ける社会を実現」することが必要であり、政府は私立大学のICT化とリカレント教育に係る経費を十分に支援し、社会人教育の新たな進展方策として展開することが喫緊の課題である。また、職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援の拡充・強化の一環として、大学教育における実践的な教育の推進に加え、社会人（現役のIT技術者等）を対象としたリカレント教育などに対する重点的な支援を図ることが重要であり、学び直しに係る経済的負担を軽減し教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図る必要がある。

さらに、プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を企図した職業実践力育成プログラムのさらなる充実とともに、学生の多様なニーズへのより柔軟な対応が求められることから、同プログラムに係る認定要件については、その緩和を図るなど、適宜見直しがなされることを求めたい。

上記の多様な教育研究を支える高度専門職同様、正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数も補助金配分基準の授業時間数に含まれるよう、基準の見直しがなされることを求めたい。

【重点要望項目】

要望 1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現
- (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充
- (3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

（１）公財政支出による経常的経費の２分の１補助の実現

わが国は「教育費の対GDP比率（公的負担分）」「政府支出に占める公的教育費割合（大学生）」のいずれもOECD各国の中で最低水準であることに加え、学校法人が設置する私立大学と法人化した国立大学との間には、学部学生一人当たり公財政支出について約13倍という不合理な格差が生じている。

このような現状を打開するためには、国私間の不合理な格差を是正するための高等教育費に対する公財政支出のあり方の大胆な変更や、「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立大学等経常費補助金による「２分の１補助」の実現が図られるべきである。

現下の補助金政策は、定員充足状況を教育の質と同一視し、定員未充足を理由とする補助金減額強化の傾向にある。しかし、定員未充足の原因は、各大学が立地する地域の大学進学率や大学卒業後の就業環境等にもあり、定員充足状況が教育の質に直結するものでないことは、公設民営大学等による私立大学が公立化することによって、志願者が急増することからも明らかである。私立大学等経常費補助金の配分に際しては、定員充足状況に着目した基準に重きを置くのではなく、私立大学が立地する地域の諸環境にも配慮しつつ、ガバナンス・マネジメントや教育研究に係る改革、情報公開を進める私立大学への支援の積極的な拡充が求められる。また、近年の特別補助では、定員未充足を理由とする圧縮率により、大幅に補助額が減額されるほか、補助事業に対する支援期間の短縮等により、支援措置の対象となる大学の事業達成に向けた取り組みに多大な影響を及ぼしており、改善が必要である。

（２）消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げに関して、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においてより問題は深刻であり、私立大学を対象にしたアンケートによれば、消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加することが推測される。

私立大学では経費節減に努め、消費税率の引き上げに伴う負担増を部分的に吸収してきたが、そうした取り組みには限界があり、私立大学における控除対象外消費税等に係る負担を学生納付金等の値上げによって学生に負担させることは困難である。現状においても私立大学にとって実質的な負担増加となっていること、令和元年10月の消費税率の引き上げによって、さらなる控除対象外消費税等の負担が拡大している現状を踏まえ、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。また、１）高等教育費に係る家計負担依存からの脱却は社会保障的側面を有しており、わが国の社会保障制度を、子供・若者から高齢者まで誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要があること、２）教育の機会均等と格差の固定化の解消を目指し、令和２年４月から低所得世帯に限定して実施された高等教育段階の教育費の負担軽減策は、消費税率引き上げによる財源を活用して実施されること、などを踏まえ、消費税収入の教育目的への充当の実現を強く要望する。

（３）専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として誕生した「専門職大学」及び「専門職短期大学」に対する財政措置は、現行の大学・短期大学を対象とする私学助成の枠内において措置されるようなことがあってはならない。現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設は、新たな高等教育機関の充実・発展、現行の私立学校振興助成法が定める同法の目的の貫徹のためにも不可欠である。

以上の「重点要望項目 要望１」に記した内容を踏まえ、「高等教育に対する公財政支出の低位性」「家計負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

【方策】学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差の是正

- ① 私立大学の「教育」に係る学生１人当たり費用を国立大学の国費負担額と同程度（学生数61万人弱に対し約5,900億円〔運営費交付金等１兆1,800億円の２分の１が教育に対するもの〕）と仮定し、その２分の１を国費で負担する。

私立大学への補助額

$$= \text{約 } 1 \text{ 兆 } 349 \text{ 億円 (約 } 7,050 \text{ 億円増)} \quad [5,900 \text{ 億円} \div 61 \text{ 万人} \times 214 \text{ 万人} \div 2]$$

- ② 私立大学の経常的経費（人件費＋教育研究経費＋管理経費：約４兆2,800億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その２分の１を国費で負担する。

私立大学への補助額 = 約 1 兆 2,840 億円 (約 9,540 億円増)

- ③ 国立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（5,900億円）と私立大学等経常費補助金（3,000億円）の範囲（8,900億円）で、国立と私立を学生数の比率（２：７）に応じて、同じ水準の負担額（私立は２分の１を国費負担）とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約3,000億円の移行

$$\text{○国立への国費負担（必要分）} \quad 8,900 \div ([2+7] \div 2) \times 2 \quad \div 4,000 \text{ 億円}$$

$$\text{○私立への国費負担（必要額）} \quad 8,900 \div ([2+7] \div 2) \times 7 \div 2 \div 2 \div 7,000 \text{ 億円}$$

$$\text{○私立への国費負担（増額分）} \quad 7,000 \text{ 億円} - 4,000 \text{ 億円} \quad = 3,000 \text{ 億円}$$

$$\text{※ } 7,000 \text{ 億円} = \text{私立大学等の経常的経費の約 } 16\%$$

この新たな公財政支出の考え方による方策は、大学進学の世界均等として「一億総活躍社会の実現」や「人材への投資による生産性の向上」の礎となる。格差固定化の解消、安心な子育て環境の醸成を通じた少子化対策においても有効な手立てとなると考えられる。

将来的には「重点要望項目 要望２」の観点とも相まって、高等教育の国私間格差の是正と家計負担からの脱却による教育の世界均等に向け、私学助成の大幅な拡充とともに、現行の授業料を参考にした設置形態ごとの標準授業料や全大学共通の標準授業料を設定し、全学生を対象に入学・在学時の授業料負担を軽減させ、卒業後に個人的便益の一部を所得に応じて拠出する『高等教育世界均等拠出金制度（仮称）』による学生修学支援の新たなスキームを創設すべきである。

要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化
<要望事項>

(1) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

(1) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業は、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業であり、上記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に給付型奨学金のさらなる充実を求める。

要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援**
- (2) Society5.0等の社会変革への対応、リカレント教育、グローバル化、教員養成、医療人材育成等に係る支援**
- (3) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援**
- (4) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援**
- (5) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援**
- (6) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援**
- (7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し**

(1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）においては、「1週間の割当授業時間数6時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることを要望する。

また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数、さらには教育研究活動を支える職員数に大きく影響を及ぼしている。とりわけ高等教育段階における新たな負担軽減制度の創設、奨学金政策の動向や私立大学等経常費補助金による授業料減免制度の行方により、学生に対する支援方策が複雑化し、様々な混乱が生じることが予測される。学生が安心して学修に勤しむことのできる環境づくりのためには職員の活躍が不可欠である。私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数にかかわって、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する国の財政支援の拡充を要望する。

(2) Society5.0等の社会変革への対応、リカレント教育、グローバル化、教員養成、医療人材育成等に係る支援

① Society5.0等の社会変革を支える人材育成への支援

「第5期科学技術基本計画」を踏まえ、未来の大きな社会変革や生産性革命に対応し、超スマート社会（Society5.0）を実現するため、新たな価値創出の「鍵」となる、革新的な人工知能、ビッグデータ整備・解析技術の開発、さらにはその基盤となる人材育成に係る取り組みへの支援のさらなる拡充が必要である。IT人材の需給ギャップ（不足分）は、IT需要と生産性上昇率によって異なるが、最大で2025（令和7）年には58.4万人、2030（令和12）年には78.7万人不足するとの推計もなされており、特に不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。

専門分野を超えた数理・データサイエンス・AI教育をはじめとする新たな教育を展開するための環境・体制整備を行う私立大学への支援を要望する。

② グローバル化推進のための支援

私立大学はこれまでも世界に開かれた大学を目指し、教育研究のグローバル化に向け、学生や教員の国際交流のための取り組みを先導・推進してきた。若者がさらに広く世界に目を向け留学の気運を醸成し、世界に伍して競う大学の教育環境を整備するため、人類社会を牽引するような人材の育成、対面とオンラインによる海外大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラムや国際的な共同学位プログラムへの支援等のグローバル化を推進する組織体制や教育環境の整備、短期交流を含めた大学間交流の促進、日本人学生の海外留学支援、学生募集から就職支援までの外国人留学生等に対する私立大学の取り組みへの支援の拡充を要望する。

また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度のうち、大学推薦においては、各大学が学費を負担するものとされていることにより、私立大学における優れた国費留学生の受け入れを困難にしている実態があることから、受け入れ大学が負担する留学生の授業料に係る支援を要望する。さらに、平成22年に廃止された政府開発援助（ODA）外国人留学生修学援助費補助金の復活を要望する。

③ 教員の養成、資質向上のための支援

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授業方法等の開発と工夫に努めている。しかし、この取り組みは、人的にも物理的にも大学の負担が多いため、国の支援が急務である。建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

④ 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援の拡充・強化

わが国の超少子高齢化問題は今後ますます深刻化し、地域の医療や介護を支える人材並びにがん医療などの高度化を支える人材の育成は喫緊の課題である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ウィズコロナの時代には、現場を離れる医療従事者が

増加する傾向に向かうものと考えられ、高い使命感と倫理観を兼ね備えた質の高い医療人育成を推進するための特色ある教育研究プログラムへの支援が必要である。

（３）教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、私立大学におけるＩＲ機能の推進、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学修施設や図書館の機能強化、ＩＣＴ環境整備等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

また、学生の知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた主体性・協働性を含めた３要素を入口から出口までバランスよく測定することによる教育の質向上、さらには学修経過の可視化を通じた学生自身による学修意欲向上のための学生ポートフォリオの構築と充実に向けた支援が不可欠である。

（４）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生み、地方創生にも貢献している。こうした高い教育効果を有する新たな活動は授業時間外でも積極的に展開されていることから、新たな教育方法に係る知識を有し、大学や企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。

（５）入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

（６）障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

政府の一億総活躍プランに「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者等の活躍支援」が掲げられており、さらに「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、障害者の学びを推進することが求められている。私立大学における障害のある学生の学修機会を保障するため、オンライン授業の質の担保の観点も含めた、学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな支援が不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。

（７）「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公立共通の競争的資金として予算化されている「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（2020（令和2）年度予算総額159億円）」の事業内容は、先進的研究や高度医療等が中心である。長年の国私間格差を顧慮せずに競争を強いる仕組みとなっており、

国立大学のための予算と言っても過言ではない。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算となるとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現を要望する。

要望 4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援

(2) エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であることから、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められる。Society5.0に向け、私立大学の多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための施設・設備関連補助事業の推進は不可欠であり、私立大学の装置・設備の整備にかかる支援の拡充が必要である。私立大学を対象に、多様で特色ある研究を支援してきた国の補助事業（私立大学学術研究高度化推進事業や私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等）の復活・拡充を強く要望するとともに、研究施設、設備や装置、メンテナンスを行う技術員の人件費等、研究基盤の整備を総合的に支援する制度の継続的な実施を要望する。

「重点要望項目 要望 1 (2)」でも記したように、消費税率の引き上げにより、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においては甚大である。とりわけ医学部を設置する私立大学においては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、医療や研究分野において検査、病床の確保、治療法、新薬の開発などの対策を進める一方で、仮に大学病院においてクラスターが発生するなどした場合には、診療停止、病棟閉鎖などによる収支への影響が大きいことから、持続的な医療提供の観点からも、大学病院に対する政府の全面的支援が必要である。また、医療従事者の教育にあつては、卒前卒後のシームレスな医学教育の実現を目指して開始されたStudent Doctor制度では、病院内の施設設備を用いていることも踏まえ、補助対象とすることを要望する。

私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）において、補助率の充実（2分の1から3分の2に改定）を要望する。また、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公募型資金と連動した採択方式とするなど、弾力的な執行を可能とする措置を講じることを要望する。

(2) エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の 拡充・強化

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず世界にとっての喫緊の課題である。安定的なエネルギー供給と低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進する必要がある。

このため、再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、再生可能エネルギーをはじめ温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対して、財政支援の拡大を図る必要がある。

要望5. 地方創生のための支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援

(2) 地方大学・地域産業創生事業及び地方創生推進交付金による積極的な支援、特別交付税措置による支援

(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援

① 地方の活性化に貢献する人材の育成、地方創生に携わる専門人材の確保への支援

私立大学の約6割は大都市圏以外に設置しており、地方に設置する私立大学は、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、これまでも地方との連携を展開してきている。新型コロナウイルス禍の最中、またその後における「新しい生活様式」の確立をはじめとする社会変革は、東京一極集中から多極連携型社会へと変わり、「都市」と「地方」の関係性を変えていくことが想定される。また、「地方圏」では、食料ばかりでなく、自然エネルギー、対人ケア人材（医療・看護、福祉・介護、教育・保育等）の地産地消による「地域循環型社会」の実現を見据えた「地域循環型教育」の推進が必要である。

今後も私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公私立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みを通じて、産業発展や新産業創出につながるシーズの発見、発掘やそれらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネーター、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員や観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に、社会や地域の貢献度を考慮した支援をすることが不可欠である。

② 地方の知の拠点形成のための環境整備や地方企業の振興

私立大学を地方社会変革の核として位置づけ、私立大学を中心に据えた継続的な支援をするとともに、私立大学等経常費補助金の私立大学等改革総合支援事業におけるプラットフォーム形成支援のさらなる充実が必要である。

③ 大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

大都市圏に設置する私立大学においても地方創生に係る役割は大きく、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育・研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、イノベーション技術革新の推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしてきている。今後も学生が直接地方に触れ、地方について考える場の創出や魅力ある地方大学の振興、地方大学の学生の学修や就職活動に対する支援策、大都市圏で学んだ学生が地方に定着し、地方活性化のために活動する人的好循環を生む仕組みづくりが必要不可欠である。U I J ターンによる就業者の創出や起業を促進するための取り組みへの支援、さらには現場での課題解決型学修の機会のさらなる拡充を目指した地方での安心な学び、大都市圏と地方の学生が交流するための宿泊機能を伴う教育施設の整備等、学修環境の充実も必要である。

(2) 地方大学・地域産業創生事業及び地方創生推進交付金による積極的な支援、特別交付税措置による支援

地方創生を実現するためには、地方の私立大学を地域の将来ビジョンにおける地方戦略の中核として位置づけ、地方の私立大学の知の拠点としての機能を強化することが重要となる。また、都市圏の大学による地方創生を担う人材養成機能の強化により、大都市と地方の人材の循環を推進することが必要である。

女性の活躍も含めたりカレント教育、全国の若者や海外からの留学生を惹きつけるような魅力ある取り組み、遊休施設等を活用した交流の場の創設等、地域のニーズを踏まえ私立大学が地域の知の基盤として、所在する地域の地方公共団体等との連携による地方創生に資する多様な取り組みについてのさらなる支援が必要である。

国は新たに措置された地方大学・地域産業創生事業や地方創生推進交付金等の地方活性化に関する予算について、県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善等、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保を図るなど、より一層私立大学が活用できるよう支援すべきである。また、地域における課題への取り組みや都市圏と地方の人的交流を図る取り組みに寄与する私立大学が行う諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援の拡充を要望する。とりわけ、都市圏と地方との人的好循環を生む長期間の滞在型プログラムにおける学生の訪問先への旅費交通費に対する支援、現地内の移動手段の確保等、学生の費用負担を軽減するための支援については、学生の主体的な学びや学びの社会実装体験の充実の観点から、その拡充がなされるべきである。

**要望6. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化
＜要望事項＞**

- (1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
- (2) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
- (3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- (4) 人文・社会科学分野の研究力強化のための支援
- (5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援
- (6) 若手研究者育成のための支援
- (7) 女性の活躍推進のための支援
- (8) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- (9) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資
- (10) 電子ジャーナル購読料の高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援
- (11) 研究者の安定的な研究環境を整備するための支援
- (12) 公的研究費の審査における新たな評価指標の導入

イノベーションの創出力の強化のためには、私立大学の研究と研究者養成機関の質を高める必要がある。しかし、わが国の研究力の現状に目を転じると、研究力を表す指標の1つとされる質の高い研究論文の数は、世界第2位（平成7〔1995〕年から平成9〔1997〕年平均）から世界第5位（平成27〔2015〕年から平成29〔2017〕年平均）へと順位を下げ、国際的に注目度の高い研究領域に、日本が十分に参画出来ていない状況になりつつある。こうした低下の要因には、研究者を取り巻く状況の悪化がある。

研究者を取り巻く状況の悪化の要因の一つは、公的な研究資金の少なさにある。わが国の研究開発費全体における政府の負担割合は、主要国の中において最も低く、その割合も年々低下傾向にある。また、大学における研究費は、国公立大学が9割以上を「政府」からの資金が占める一方、私立大学は約9割を自己資金が占め、公的な支援において大きな格差がある。また、私立大学の独自性を尊重し、私立大学の多様で特色ある研究を支援してきた国の事業〔私立大学学術研究高度化推進事業（平成19〔2007〕年度まで）、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成20〔2008〕年度～平成27〔2015〕年度まで）、私立大学研究ブランディング事業（平成28〔2016〕年度～平成30〔2018〕年度（新規受付）まで）〕も終了し、私立大学の研究資金の確保は危機的状況にある。独自性を尊重した継続的かつ柔軟な支援を図るため、私立大学に対しては、一律で総花式な支援ではなく、各大学の独自性を尊重した戦略的な支援及び評価が必要である。

「統合イノベーション戦略」において、「知の創造」に向けた大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出と戦略的な研究開発の推進、「知の社会実装」に向けた世界水準の創業環境の実現等を図っていくこととされている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現し、諸科学の調和ある発展を成し遂げていくためには、私立大学の様々な分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の拡充・創設を要望する。

（１）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成を目指す私立大学への支援が必要である。

（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充と新規採択率の目標（30％）の達成を目指すことが必要である。その際、「科研費若手支援プラン」等の実行による研究成果の切れ目ない創出に向けた研究者の多様かつ継続的な挑戦への支援や、新興・融合領域の開拓強化に向けた挑戦的な研究への支援の充実等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30％）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

（４）人文・社会科学分野の研究力強化のための支援

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究プロジェクトへの支援やデータ利活用基盤の整備等の拡充を図る必要がある。

（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された研究ポテンシャルの高い研究所について、学外の研究者による共同利用・共同研究を通じて、異分野融合による新たな学問領域の創出を図ることが不可欠である。わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整

備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成機能の強化、研究活動の遠隔化・自動化等に資するよう一層の拡充が必要である。

（６）若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。このため、若手研究者の登竜門である博士研究員雇用における補助金の充実が必要であるとともに、先進的な若手研究者育成制度を持つ私立大学に対し、博士研究員雇用のための費用を補助する制度の再構築が図られるべきである。また、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」、テニュアトラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会（卓越研究員事業）の普及・定着を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を産学が協働して育成する取り組みへの支援が必要である。

（７）女性の活躍推進のための支援

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、私立大学の教育研究活動を活性化するためには、最大の潜在力であり、多様な視点や発想を取り入れることを可能とする女性の活躍を推進することが重要である。

① 科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援

科学技術イノベーションを推進するため、理工系をはじめとする科学技術・学術分野に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援をはじめ、理工系に学ぶ女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

② 学業や研究の両立のための支援

女子学生や女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備のため、研究と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付拡大を要望する。

（８）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の構築に向けた調査研究の推進や、その確保・活用を進める研究大学強化促進事業などの支援の拡充を図る必要がある。

(9) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

(10) 電子ジャーナル購読料の高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

学術ジャーナルは、研究成果の公表の場であるだけでなく、公表された研究成果が刺激となって新たな研究活動に結びつくことで、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰を続け、各大学は例外なく購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。大学の教育研究環境を脅かすこの状況は、個々の大学の努力では解決できない国家的規模の緊急事態であり、国として根本的な対応策を講じるとともに、それまでの過渡的な支援として電子ジャーナルの購読費に対する補助を要望する。

また、個人研究費を圧迫することなくオープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナルの普及の観点から、投稿実績などを算定基礎とした、大学がオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

(11) 研究者の安定的な研究環境を整備するための支援

研究者が育児休業中及びその復帰後に研究を円滑に継続できるよう、研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助の充実を図る必要がある。また、研究補助者の雇用や（研究や授業の実施の際に）介護サービスを受ける費用の補助の実現を図る必要がある。

(12) 公的研究費の審査における新たな評価指標の導入

米国のNational Science Foundation（NSF）における研究費審査においては、Intellectual Merit（知的メリット）に加えてBroader Impact（波及効果）という審査項目があり、この波及効果には、人材育成等への寄与が含まれている。わが国の各研究費配分機関においても、事業の特性に応じ「人材育成」の観点による評価指標が導入されるべきである。

また、文部科学省所管の科学技術振興機構（JST）、経済産業省所管の新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、総務省所管の情報通信研究機構（NICT）、厚生労働省所管の日本医療研究開発機構（AMED）等の研究費配分機関に「大学別の配分額」と「国立大学、公立大学、私立大学」への配分額の公表を求めたい。

要望 7. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

- ① スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成に係る取り組みへの支援
 - ② わが国のトップアスリートの養成に係る取り組みへの支援
 - ③ 大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援
- (2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援**

- ① 文化芸術立国を担う人材育成に係る取り組みへの支援

- ② 文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会支援のためのボランティア活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組み（①スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成、②わが国のトップアスリートの養成、③大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等）への支援を要望する。

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な知的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望 8. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

<要望事項>

- (1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）
- (2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援
- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援
- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

(1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

私立大学の施設は、学生の学修や教育研究活動を営む場である。また、非常災害時には、被災地域の避難住民の受け入れや復興に向けたボランティアセンター等として、防災・減災や復旧・復興を支えている。私立大学が地域の防災・減災や復旧・復興の拠点としての機能を強化するための取り組みに対する継続的な支援を要望する。

文部科学省によると、耐震化率については国立大学の99.0%に対し、私立大学は92.8%と、約6%の格差が存在している。学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。共にわが国の将来を担う重要な人材であり、私立大学の施設は公共財である。このことから、私立大学の施設の耐震化については、これまでもその重要性を踏まえ、積極的に取り組みを進めてきたところであるが、私立大学は国立大学と違い2分の1補助という制約があるうえに、私立大学の施設の中には、文化財建造物としての指定を受けた建物等が存在しており、それらの耐震化を進めるに当たっては、通常の建物より高度な技術、高額な費用と時間を要すること等の理由から、耐震化の完了まで時間を要している現状である。このことから、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充を要望する。特に、令和2年度までの時限措置とされている耐震改築に対する支援の継続を強く要望する。

(2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援

災害復旧事業において激甚災害（本激）指定の場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（第17条）に基づき、私立学校施設についても復旧費の2分の1の国庫補助を受けられることとなっており、平成29年度からは局地激甚災害の指定区域にある私立学校施設についても復旧費の5分の2の国庫補助を受けられることとなっている。他方、国立学校施設は全額が補助されることとなっており、国私間において格差がある。本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた補助率の嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料減免等事業支援の継続・拡充を要望する。

（３）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援

熊本地震・東日本大震災では、被災地域の私立大学が震災直後の避難住民の受け入れを図るとともに、震災後は復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担い、防災や復旧・復興を支えてきた。私立大学等の高等教育機関は、災害時には地域コミュニティの防災拠点としての役割も担うことから、教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。

これまで実施されてきている地域復興センターや地域コンソーシアムによる被災地域の大学の知的資源を活用した取り組み（コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など）に対する支援について、産官学連携機能を一層強化できるような継続的な支援が必要である。

また、防災教育・研究機能の強化・推進により、国はもとより地域の防災行政に資する教育・研究に取り組む大学の体制整備等に係る支援も必要である。

（４）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心に多くの住民が住み慣れた場所を離れ、今なお困難で厳しい避難生活を続けている。そのような状況下において、地域復興と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対し特段の支援措置を講じる必要がある。また、原子力災害の一刻も早い収束に向け、国公立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。